

# 仕 様 書

## 1. 件 名

実験動物施設(犬舎等)管理一式請負契約(単価契約)

## 2. 請負業務の期間

令和4年4月1日～令和7年3月31日

## 3. 請負業務の業務時間

- (1) 9時～16時迄(ただし、12時～13時を除く)とする。なお、業務時間を超過する時間については、1時間を単位とした超過料金を支払う。
- (2) 業務時間を超過して業務をおこなう場合は、必ず、実験動物施設管理室の許可を得ること。

## 4. 業務従事者

- (1) 業務従事者は、(社)日本実験動物協会認定の実験動物技術師二級以上の資格を有する者又は、実験動物(犬、猫等)の飼育管理の経験を6ヶ月以上有する者であること。
- (2) 請負者は、1名を業務に従事させるものとする。
- (3) 請負者は、業務従事者名簿を契約締結後に、速やかに発注者に提出するものとする。なお、発注者が適当でないと認めた業務従事者は、請負者と協議の上、業務に従事させないものとする。
- (4) 請負者は、業務従事者に労働災害保険をかけること。

## 5. 業務内容

別紙1「業務実施要領」による。

## 6. その他

- (1) 「犬、猫等」とは、犬、猫、羊、鶏等の実験動物施設内において管理している動物のことをいう。
- (2) 「犬舎等」とは、犬舎、小動物舎等の実験動物施設のことをいう。
- (3) 請負代金は、月1回に支払うものとし、請負者は月末に業務時間を締め切り、請負単価にその月の実施時間の合計時間数を乗じて得た金額を請求するものとする。なお、ひと月の業務時間の合計時間数に1時間未満の端数がある場合は、30分以上は1時間に切り上げ、30分未満は切り捨てるものとする。
- (4) 請負代金は、適正な請求書を受領した日から40日以内に支払うものとする。
- (5) この仕様書に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、双方協議して定めるものとする。

## 業務実施要領

### 1 実施要項

- (1) 犬，猫等への給水・給餌・（必要に応じてブラッシング）
- (2) 犬舎等の清掃・消毒・温湿度の管理と記録
- (3) 犬，猫等の外観観察（給水，給餌・糞・外観の様子）
- (4) 各ユーザーの飼育管理状態のチェック・警告
- (5) 各ユーザーへの施設使用方法の説明・監視・警告
- (6) 使用した作業着・白衣の洗濯，乾燥
- (7) 餌，手袋，マスクなど消耗品の在庫管理及び補充
- (8) 必要に応じて犬，猫等の散歩
- (9) その他，飼育・施設管理・及び動物管理の補助作業に関すること。
- (10) 業務従事者は，業務日誌を当該日の業務完了後， 実験動物施設管理室に提出するものとする。
- (11) 原則として，業務に必要な消耗品は本学が用意する。